

評議員選出委員会 内規

内規 1 施設内の評議員数について

同一施設内から選出される評議員数の上限を2名とする。同一施設内の評議員候補者からの選出に際しては専門医歴を考慮する。

内規 2 指導医取得者について

評議員は学会指導医資格を有する者が望ましい。

判断基準

▼現評議員

- ・本学会学術集会での研究発表あるいは本学会誌（英文誌含む）への論文掲載がない者は選出しない。（業績歴第1号（イ）および第2号（イ）のいずれも0である者）

▼新規申請

- ・本学会学術集会での研究発表あるいは本学会誌（英文誌含む）への論文掲載がない者は選出しない。（業績歴第1号（イ）および第2号（イ）のいずれも0である者）

▼地方会推薦について

- ・任期制とする。再認は認めるが、連続3期は認めない。
- ・推薦枠は固定とし4年毎に見直す。

▼その他

- ・所属については応募時のものとする。
- ・救急医学あるいは救急医療に関わる教育、診療、研究、行政などに専従している者を優先する。もしくは、救急医学あるいは救急医療への多大な貢献を考慮する。
- ・定款上、委任状の提出は出席扱いと同一であるが、本審査においては正規の出席と区別する。
- ・学術集会・論文発表のみならず、救急医療・医学における活動を考慮する。

以上